

6月2日に発生した水害の被災者向け支援メニュー等一覧

①被災されたかた

No.	対象者	メニュー	内容	ホームページ	問い合わせ先
1	ご自宅が水害にあわれたかた	罹災証明書の交付	住んでいる家に被害を受けた場合、証明書を交付します。	https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1101/1114/p004606.html	市民課 証明窓口係【東庁舎1階】 電話23-6528 ファクス27-1158
2	ご自宅が水害にあわれたかた	被災ごみの収集	被災ごみを収集します。 各町総代の指示に従って、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに分けて出してください。	https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1108/1151/p038439.html	ごみ対策課【リサイクルプラザ管理棟3階】 電話23-6725 ファクス25-8153
3	ご自宅が水害にあわれたかた	災害ごみの処分	災害ごみを中央クリーンセンターで受け入れます。（受付時間は月曜日から日曜日：午前8時30分から16時まで） 災害ごみに限り、当面の期間、ごみ処理手数料が減免されます。	https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1108/1151/p038439.html	清掃施設課【岡崎市中央クリーンセンター】 電話27-7153 ファクス27-7053
4	ご自宅が水害にあわれたかた	消毒方法など	消毒の要不要について説明しています。	https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1562/1615/p026769.html	保健衛生課 環境衛生係【岡崎げんき館2階】 電話23-6187 ファックス23-6621
5	ご自宅が水害にあわれたかた	ボランティアの要請	水に浸かった畳や家具などの運び出し、床下の掃除など	https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1107/1144/p038441.html	地域福祉課（岡崎市社会福祉協議会） 電話47-8452
6	ご自宅が水害にあわれたかた	個人市民税の減免 （所得等の要件あり）	住宅・家財に損害を受けた場合、個人市民税の減免を受けられる場合があります。	https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1102/1118/p010988.html	市民税課 市民税1係【東庁舎3階】 電話23-6082 ファクス27-1159
7	ご自宅が水害にあわれたかた	固定資産税の減免	床上浸水以上であれば受けられる場合があります。	https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1102/1122/p001636.html	資産税課 家屋1係【東庁舎3階】 電話23-6097 FAX27-6096
8	ご自宅が水害にあわれたかた	市営住宅への一時入居	市営住宅への一時入居ができます。	https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1568/1646/p038447.html	住宅計画課【西庁舎地下1階】 電話23-6322 ファクス23-6208
9	ご自宅が水害にあわれたかた	介護保険料の減免	住宅・家財に損害を受けた場合、保険料の減免に該当する場合があります。	https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1183/1139/p008856.html	介護保険課 保険料係【福社会館1階】 電話23-6647 ファクス23-6520
10	ご自宅が水害にあわれたかた	介護サービス利用者負担の減免	住宅・家財に損害を受けた場合、利用者負担額の減免に該当する場合があります。	https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1183/1139/p002737.html	介護保険課 給付係【福社会館1階】 電話23-6682 ファクス23-6520
11	ご自宅が水害にあわれたかた	国民健康保険料の減免	居住の用に供する住宅又は家財について損害を受けた場合、減免を受けられる場合があります。	https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1107/1147/p001844.html	国保年金課 資格係【東庁舎1階】 電話23-6167 ファクス27-1160
12	ご自宅が水害にあわれたかた	国民健康保険料の徴収猶予	居住の用に供する住宅又は家財について損害を受けた場合、徴収猶予を受けられる場合があります。	https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1107/1147/p001843.html	国保年金課収納係【東庁舎1階】 電話23-6843 ファクス27-1160
13	ご自宅が水害にあわれたかた	国民年金保険料の免除	住宅、家財及びその他の財産について損害を受けた場合、減免を受けられる場合があります。	https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1107/1148/p001862.html	国保年金課 窓口年金係【東庁舎1階】 電話23-6431 ファクス27-1160
14	ご自宅が水害にあわれたかた	後期高齢者医療保険料の減免	住宅・家財に損害を受けた場合、保険料の減免に該当する場合があります。	https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1183/1140/p006734.html	医療助成室 高齢者医療係【東庁舎1階】 TEL23-6841 FAX27-1160
15	ご自宅が水害にあわれたかた	保育料の減免	半壊（床上浸水）の被害を受けたかた（C・D階層）の保育料を6ヶ月間減額します。	https://www.city.okazaki.lg.jp/faq/002/129/p032245.html	保育課 管理係【福社会館3階】 電話23-6144 ファクス23-6540
16	ご自宅が水害にあわれたかた	特別児童扶養手当	支給開始時期の特例や、所得制限の特例が受けられる場合があります。		障がい福祉課 障がい1係【福社会館1階】 電話23-6867 ファクス25-7650

17	ご自宅が水害にあわれたかた	特別障がい者手当	支給開始時期の特例や、所得制限の特例が受けられる場合があります。		障がい福祉課 障がい1係【福祉会館1階】 電話23-6867 ファクス25-7650
18	ご自宅が水害にあわれたかた	愛知県在宅重度障害者手当	支給開始時期の特例が受けられる場合があります。		障がい福祉課 障がい1係【福祉会館1階】 電話23-6867 ファクス25-7650
19	ご自宅が水害にあわれたかた	障がい者補装具費の減免	被災によって費用負担が困難な場合は、利用者負担額の減免が受けられる場合があります。		障がい福祉課 障がい1係【福祉会館1階】 電話23-6867 ファクス25-7650
20	ご自宅が水害にあわれたかた	障がい者日常生活用具費の減免	被災によって費用負担が困難な場合は、利用者負担額の減免が受けられる場合があります。		障がい福祉課 障がい1係【福祉会館1階】 電話23-6867 ファクス25-7650
21	ご自宅が水害にあわれたかた	障がい福祉サービス費及び障がい児通所給付費の利用者負担額の減免	被災によって費用負担が困難な場合は、利用者負担額の減免が受けられる場合があります。		障がい福祉課 審査給付係【福祉会館1階】 電話23-6853 ファクス25-7650
22	被災により、税金の支払いが困難な かた	納税の猶予	「徴収の猶予」を受けることができる場合がありますので、ご相談ください。	https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1102/1125/p001718.html	納税課 納税推進2係【東庁舎3階】 電話23-6117 ファクス23-5970
23	ご自宅が床上浸水にあわれた世帯 で、資産税課職員による罹災証明調 査が終わっている世帯	災害見舞金の支給	準世帯 30,000円 1人世帯 40,000円 2人以上世帯 50,000円 ※準世帯とは、間借り・下宿などの単身者、会社などの独身寮の単身者、その他寮・施設の入所者等のことです	https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1107/1144/p004695.html	地域福祉課 活動支援係【東庁舎1階】 電話23-6145 ファクス23-6515
24	ご自宅以外の建物、自家用車などが 水害にあわれたかた	被災証明書の交付	住んでいる家以外の建物（空き家、事務所、店舗、倉庫など）、自家用車などに被害を受けた場合、証明書を交付します。	https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1101/1114/p004606.html	市民課 証明窓口係【東庁舎1階】 電話23-6528 ファクス27-1158
25	ご自宅が床上浸水にあわれたかた	日本赤十字社の救援物資配布	毛布またはタオルケット（1枚/人） 救急セット（1個/世帯） ※要請によりお届けします。		地域福祉課 活動支援係【東庁舎1階】 電話23-6145 ファクス23-6515
26	道路清掃をしていただいたかた	市道上の土砂の回収	集積された土砂を順次回収します。	https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1108/1151/p038439.html	道路維持課 総務係【西庁舎3階】 電話23-6223 ファクス23-6223
27	道路交通施設の破損を発見したかた	道路交通施設の補修	破損した道路交筒施設を順次補修しています。	https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1184/1175/p003294.html	道路維持課 総務係【西庁舎3階】 電話23-6223 ファクス23-6223

②事業に被害が生じたかた

No.	対象者	メニュー	内容	ホームページ	問い合わせ先
1	市内で事業を行う中小企業者等	融資あっせん	当該災害により影響を受けた事業を市内で再建するための設備資金又は運転資金の借入れをあっせんします。	https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1404/1415/p003135.html	商工労政課 労政金融係【西庁舎地下1階】 電話23-6214 ファクス23-6213

③被災者を支援したいかた

No.	対象者	メニュー	内容	ホームページ	問い合わせ先
1	被災者のためのボランティア活動をしたいかた	ボランティア活動への参加 ※6月7日(水)まで	土砂のかき出しや、家財の運搬、清掃作業など。 社会福祉センター(美合町五本松68-12)へ9:00から14:00までに集合してください。※飲食料や活動服等は、各自でご準備ください。	https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1107/1144/p038441.html	地域福祉課(岡崎市社会福祉協議会) 電話080-8679-4303、080-8679-4304